

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年 4 月24日提出
【計算期間】	第12期 (自 平成29年 1 月26日 至 平成30年 1 月25日)
【ファンド名】	トルコ株式オープン
【発行者名】	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 裕之
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目 2 番16号
【事務連絡者氏名】	須田 静
【連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目 2 番16号
【電話番号】	03-5290-3469
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の中長期的成長を目指して、「トルコ株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。）受益証券を主要投資対象として積極的な運用を行うことを基本とします。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国 内	株 式
追加型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<当ファンドの商品分類の定義>

項目	該当する 商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	株式	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル	ファミリーファ ンド	あり ()
一般	年 2 回	日本	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし
大型株	年 4 回	北米		
中小型株	年 6 回	欧州		
	(隔月)	アジア		
債券	年12回	オセアニア		
一般	(毎月)	中南米		
公債	日々	アフリカ		
社債	その他	中近東		
	()	(中東)		
その他債券		エマージング		
クレジット属性				
()				
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券				
(株式 一般))				
資産複合				
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注 1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注 2) ファミリーファンドの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますの
で、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

(注 3) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載
しております。

<当ファンドの属性区分の定義>

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 （投資信託証券 （株式 一般））	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものに投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年 1 回	目論見書又は信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	欧州	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<ファンドの特色>

● ファンドの目的

トルコ株式を実質的な主要投資対象として、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

● ファンドの特色

1

トルコ株式を実質的な主要投資対象とします。

2

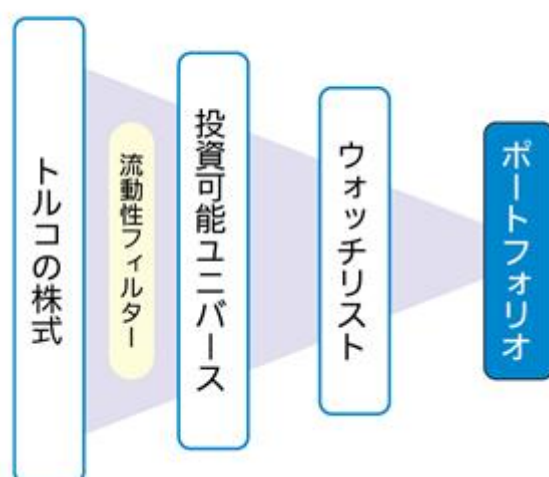
収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して、トルコ株式を選別します。

- ・ マザーファンド*のトルコ株式の運用の指図に関する権限をユニオン パンケール プリヴェ ユービーピーエスエー(ロンドン支店)に委託します。

※マザーファンドについては、後掲「ファンドの仕組み」をご参照下さい。

- ・ 株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。
なお、市況動向によっては、一時的に株式実質組入比率を引き下げる場合があります。
- ・ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ポートフォリオ構築のプロセス



<銘柄選定のポイント>

- 成長セクター企業、もしくは、成熟度の高いセクターで地位を確立した企業
- 商品性・サービス・販売網で優位性のある企業
- 経営戦略が明確な経営陣であり、環境変化に対応できる柔軟性を持っている企業
- 低い負債比率と高いキャッシュフローを有する、バランスシートが健全な企業
- 企業価値に対して株価が割安な企業

3

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピーエスエーについて

- ・ スイスを代表する資産運用会社の一つ
- ・ 1969年スイスで設立。現在、グローバルに23拠点を展開
- ・ 運用資産額：1,253億スイスフラン（約14兆4,671億円）
- ・ 世界の個人投資家・機関投資家に様々な運用戦略を提供

（2017年12月末現在）

※運用委託先の名称等は、今後変更となる場合があります。

- ・ 当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定められたものであり、支配的な銘柄※が存在するファンドをいいます。

※支配的な銘柄とは、寄与度（投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体あたりの時価総額の構成割合、またはベンチマークにおける一発行体あたりの構成割合。以下同じ。）が10%を超える、またはを超える可能性が高いものをいいます。

- ・ 当ファンドの実質的な投資対象はトルコ株式市場です。同市場を代表する指数には、構成比率が10%を超える可能性の高い銘柄が存在します。当ファンドの運用にあたっては、同一銘柄を純資産総額の10%を超えて組入れる可能性があり、特定の銘柄への投資が集中することによって、その銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

＜参考＞過去、マザーファンドにおいて投資比率が10%超となったことがある銘柄
（平成30年1月末現在）

- ・ AKBANK T.A.S.
- ・ TURKIYE GARANTI BANKASI

※上記は過去の実績であり、将来の運用内容をお約束・保証するものではありません。

（２）【ファンドの沿革】

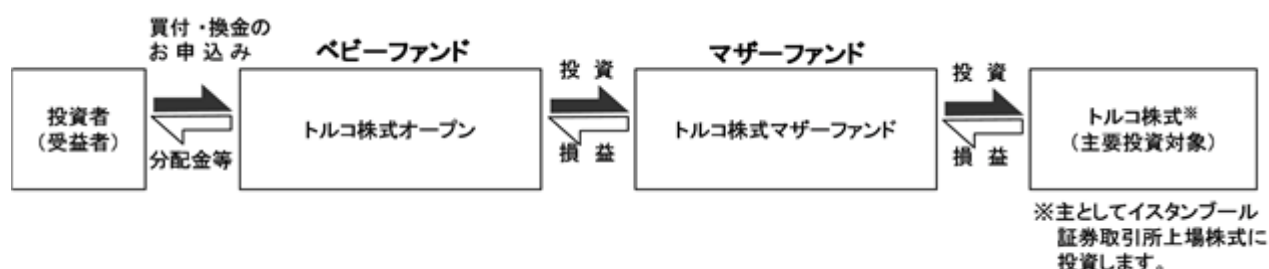
平成18年５月31日 信託契約締結、設定、運用開始

平成25年12月27日 ファンドの名称を「損保ジャパン - フォルティス・トルコ株式オープン」から「トルコ株式オープン」に変更。

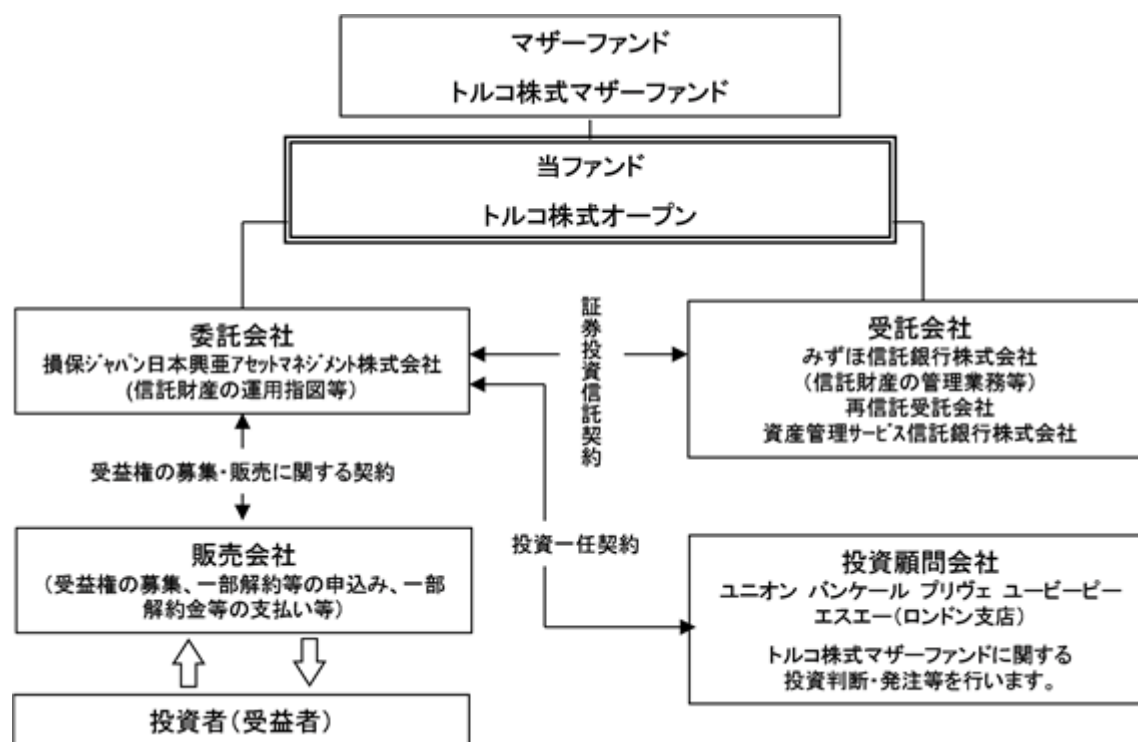
（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。当ファンドは「ベビーファンド」にあたります。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



ファンドの関係法人図



ファンドの関係法人

（ ）委託会社または委託者：損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。ただし、当ファンドのマザーファンドである「トルコ株式マザーファンド」のトルコ株式の運用の指図に関する権限を、ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー（ロンドン支店）に委託しています。

（ ）販売会社

委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

（ ）受託会社または受託者：みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

委託会社との証券投資信託契約に基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

（ ）投資顧問会社：ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー（ロンドン支店）

委託会社との投資一任契約に基づき、「トルコ株式マザーファンド」の投資顧問会社として、トルコ株式の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

委託会社等の概況

（ ）資本金の額 1,550百万円（平成30年1月末現在）

（ ）委託会社の沿革

昭和61年	2月25日	安田火災投資顧問株式会社設立
昭和62年	2月20日	投資顧問業の登録
昭和62年	9月9日	投資一任業務の認可取得
平成3年	6月1日	プリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災プリンソン投資顧問株式会社に商号変更
平成10年	1月1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成10年	3月3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年	3月31日	証券投資信託委託業の免許取得
平成14年	7月1日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成19年	9月30日	金融商品取引業者として登録
平成22年	10月1日	ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更

（ ）大株主の状況（平成30年1月末現在）

名称	住所（所在地）	所有株式数 （株）	持株比率 （％）
SOMPOホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 26番1号	24,085	100.0

2【投資方針】

（１）【投資方針】

a．基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

b．運用方針

投資対象

「トルコ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象といたします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

投資態度

- （ ） 「トルコ株式マザーファンド」受益証券への投資を通じて、トルコ株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。
- （ ） 株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄選別を行います。
- （ ） 株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に株式実質組入比率を引き下げる場合があります。
- （ ） 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- （ ） 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- （ ） 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第28条、第29条および第30条に定めるものに限ります。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形
- （ ） 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「トルコ株式マザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前記21. の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1. の証券ならびに証書、12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5. の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 1. から6. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

a．委託会社の運用体制と社内規程

（運用体制）

総合投資会議は、ファンドの基本運用方針の分析と決定を行います。

各資産投資戦略会議は、総合投資会議の基本運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運用担当部が運用計画を策定します。

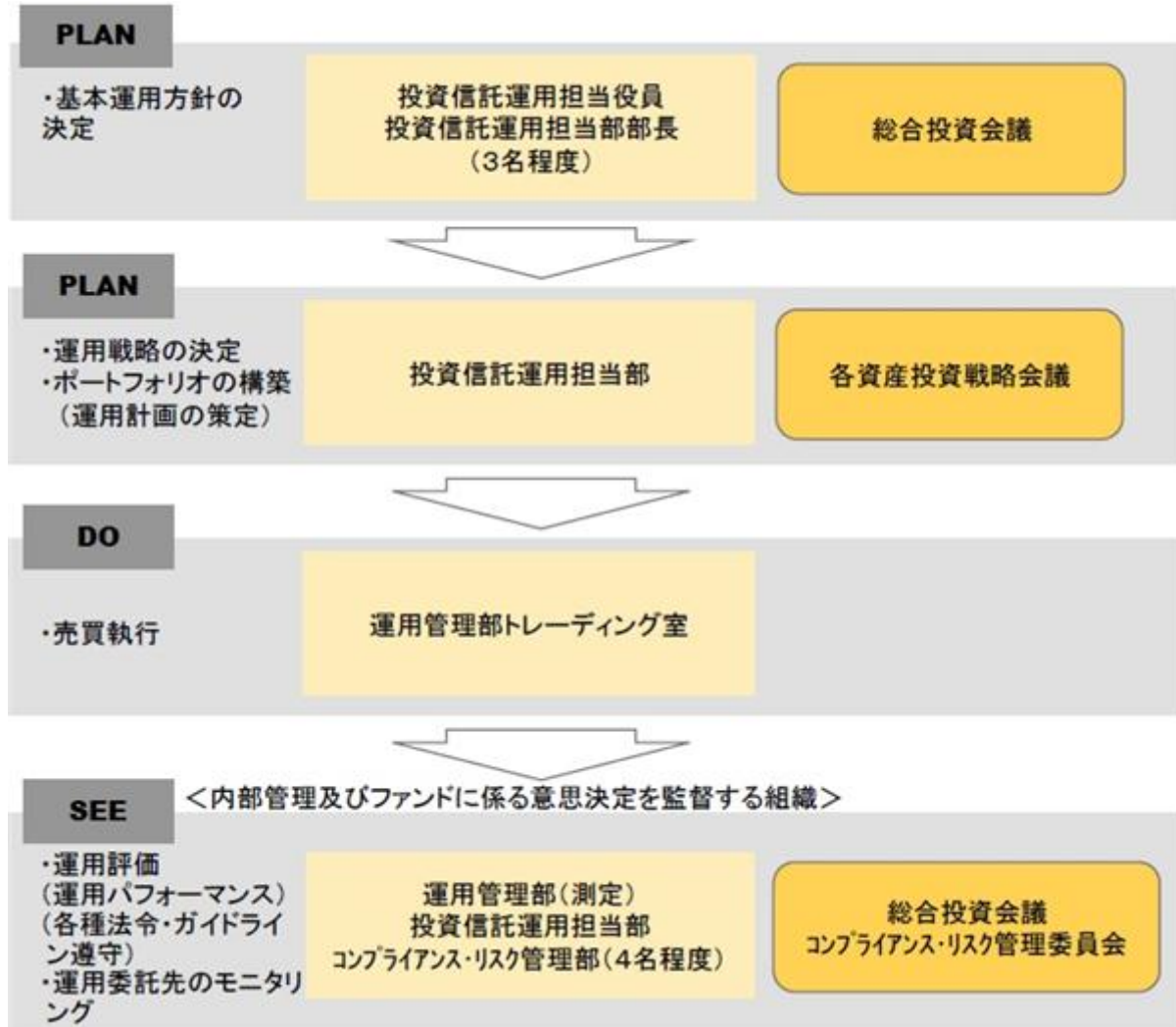
各運用担当部で策定された運用計画に基づき、運用管理部トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。

運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。

（社内規程）

社内規程で当ファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。



平成30年1月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

b．運用委託先の運用体制等

マザーファンドの運用委託先であるユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエーでは、以下の体制により運用を行っております。

トルコ株式の運用は、ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー（ロンドン支店）のグローバルエマージング株式運用チームが担当します。



ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー（ロンドン支店）におけるトルコ株式運用の意思決定にかかわる運用会議は以下の通りです。

ブレイン・ストーミング 全員 ➢ 投資アイデア ➢ 調査活動要約 ➢ 市場見通し ➢ 連絡事項	週次会議 全員 ➢ 銘柄推奨 ➢ 投資行動	ポートフォリオ構築 随時 運用マネージャー CIO ➢ 売買決定 ➢ ポートフォリオ戦略	月次会議 全員 ➢ 運用実績分析 ➢ リスク管理 ➢ 投資行動 ➢ トラッキングエラー
--	--	---	--

上記は平成30年1月末現在のものであり、今後変更される場合もあります。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として1月25日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

決算期におけるファンドの運用成果をもとに、分配を行うことを目指すファンドです。
運用成果には、インカム収入とキャピタルゲイン・ロスの両方を考慮します。
インカム収入とは株式の配当収入等、キャピタルゲイン・ロスとは値上がり益・値下がり損をいいます。
・ファンドに蓄積された過去の運用成果（分配原資）を加味する場合があります。

（５）【投資制限】

a．当ファンドの信託約款に基づく投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（親投資信託受益証券および上場投資信託証券（取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものをいいます。以下同じ。））ならびに投資信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資する株式等の範囲

- （ ） 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- （ ） 前記（ ）の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

- （ ） 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けことの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- （ ） 前記（ ）の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付けにかかる建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ ） 信託財産の一部解約等の事由により、前記（ ）の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- () 前記（ ）の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記（ ）の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- () 前記（ ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記（ ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- () 前記（ ）の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。)
- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- () 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- () 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- () 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.および2.の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- () 前記1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- () 前記()の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- () 前記()の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

資金の借入れ

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3.4 受託会社による資金の立替え

- () 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- () 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- () 前記()および()の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

b. 法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを指図してはならないとされています。

（参考）「トルコ株式マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

2. 運用方針

（1）投資対象

トルコ株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象といたします。

（2）投資態度

トルコ株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄選別を行います。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用にあたっては、トルコ株式の運用指図に関する権限をユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー（ロンドン支店）に委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもの）をいいます。以下同じ。）ならびに投資信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第22条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第23条の範囲で行います。

金利先渡し取引及び為替先渡し取引は、信託約款第24条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<当ファンドの投資にかかるリスク>

価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

銘柄集中投資のリスク

当ファンドの投資対象には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

コール・ローン等の短期金融商品の取引相手の債務不履行等により、当該金融商品等の取引ができなかった場合等は、ファンドが影響を受ける場合があります。

<その他の留意点>

クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

運用委託先に関わる留意点

トルコ株式等の運用委託先の運用担当者、運用体制、組織等に大きな変更がある場合は、委託先の変更やファンドの運営が困難になる等の可能性があります。

ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

販売会社に関わる留意点

販売会社より委託会社に対して申込金額の払込みが実際になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

委託会社は収益分配金、償還金および一部解約金を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

お申込み、ご換金に関わる留意点

<お申込時>

委託会社は、取得申込者の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられる場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みを中止することおよび既に受付けた取得のお申込みを取り消しさせていただくことがあります。

<ご換金時>

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申込みを中止することおよび既に受付けた換金のお申込みを取り消しさせていただくことがあります。

大口解約の制限に関わる留意点

いずれかの解約日において解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合、委託会社の裁量で全部または一部の解約に制約を設けることができます。

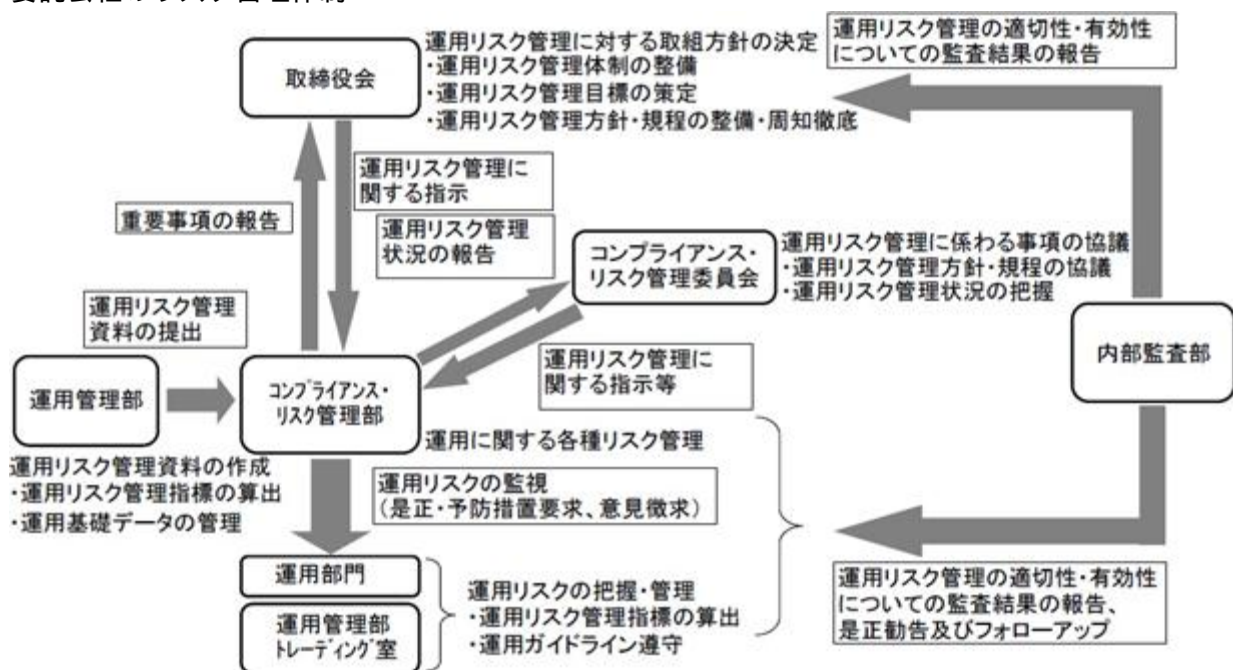
また、ファンドの資金管理を円滑に行うため、金融市場の状況によっては、1日1件1億円を超える換金のお申込みにはご対応できない場合があります。

その他

- ・投資対象国の政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資に悪影響が発生する可能性があります。
- ・以下の日は、取得および換金のお申込みの受付は行いません。
 - ロンドンの銀行休業日
 - イスタンブール証券取引所の休業日および半日休業日
 - イスラム暦に基づくトルコの休日（砂糖祭と犠牲祭）の期間および当該期間開始日より4営業日前までの期間
- ・投資環境の変化等により、継続申込期間の更新を行わないことや、取得のお申込みの受付を中止することがあります。この場合は、新たに当ファンドを取得することができなくなります。
- ・当ファンドおよびマザーファンドの運用体制は今後変更となることがあります。また、当ファンドおよびマザーファンドのファンドマネジャーが交代することがあります。こうした場合には、通常よりも多くの組入銘柄の変更等が行われる場合があります。

< リスクの管理体制 >

a．委託会社のリスク管理体制



※運用リスクには流動性リスクを含みます。

（注）上図は、平成30年1月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

b．運用委託先のリスク管理体制等

マザーファンドにおけるトルコ株式等の運用委託先であるユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエーには、運用部から独立したコンプライアンス部門があります。運用ガイドラインの遵守に関しては、コンプライアンス部門によりモニタリングが行われます。取引の発注は、事前のコンプライアンスチェック機能を備えるシステムへの入力を行い、ガイドラインに抵触しない銘柄のみ発注が行えるようになっており、ガイドラインに抵触する取引の発注は未然に防止される仕組みとなっています。

リスク管理に関しては、運用部から独立したリスク管理チームによってモニタリングがなされています。

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



● 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

● 上記は、期間5年のグラフになります。

● 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東京証券取引所第一部上場全銘柄の基準時(1968年1月4日終値)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所の知的財産であり、東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)	MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が独自に計算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村證券株式会社が公表する国内で発行された公算利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は、すべて野村證券株式会社に帰属します。野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	J.P.モルガンGBI-EM グローバル・ディバースファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。同指数の著作権はJ.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

< 申込み時に受益者が負担する費用・税金 >

時期	項目	費用・税金	
申込み時	申込手数料 および消費税等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価

- 1 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。
- 2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。
- 3 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期	項目	費用
解約請求時	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%

（３）【信託報酬等】

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.944%（税抜1.80%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりです。（下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）

・運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

委託会社	年率1.00%（税抜）	ファンドの運用の対価
販売会社	年率0.70%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.10%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

信託報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および各計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します。（税額は、税法改正時には変更となります。）

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

委託会社の報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託したユニオンバンケール プリヴェ ユービーピー エスエー（ロンドン支店）への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬

の額は、当ファンドの信託財産に属するマザーファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.60%を乗じて得た額とします。〔ファンドの運用の対価〕

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理に要する諸費用のうち監査費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、実際の費用額（年間27万円（税抜25万円））を上限として、純資産総額に定率（年0.00756%（税抜0.007%））を乗じて日々計算し、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。なお、監査費用の上限金額については、変動する可能性があります。

監査費用	監査法人に支払うファンド監査にかかる費用
------	----------------------

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。

< 一部解約時および償還時 >

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

（注１） 個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記＜収益分配金の課税について＞をご参照ください。）

（注２） 収益分配金の課税について

- ・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

上記は平成30年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成30年1月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	5,230,407,628	97.95
内 日本	5,230,407,628	97.95
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	109,664,308	2.05
純資産総額	5,340,071,936	100.00

(参考) マザーファンドの投資状況

トルコ株式マザーファンド

平成30年1月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	5,006,224,742	95.71
内 トルコ	5,006,224,742	95.71
投資証券	166,752,870	3.19
内 トルコ	166,752,870	3.19
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	57,503,988	1.10
純資産総額	5,230,481,600	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成30年1月31日現在

順位	銘柄名 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率(%) 償還日	投資 比率
1	トルコ株式マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	3,227,650,496	1.6473 5,317,231,427	1.6205 5,230,407,628	- -	97.95%

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成30年1月31日現在

種類	投資比率
親投資信託受益証券	97.95%
合計	97.95%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドの投資資産

トルコ株式マザーファンド

平成30年1月31日現在

順位	銘柄名 地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	TURKIYE GARANTI BANKASI トルコ	株式 銀行	1,660,000	341.44 566,806,004	345.48 573,496,800	- -	10.96%
2	AKBANK T.A.S. トルコ	株式 銀行	1,636,000	310.06 507,271,738	310.64 508,213,747	- -	9.72%
3	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS トルコ	株式 電気通信サービス	942,000	477.05 449,381,382	458.91 432,295,669	- -	8.26%
4	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE トルコ	株式 エネルギー	113,000	3,354.03 379,005,955	3,316.60 374,776,704	- -	7.17%
5	TURK HAVA YOLLARI AO トルコ	株式 運輸	769,000	446.53 343,383,800	452.00 347,590,307	- -	6.65%
6	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK トルコ	株式 素材	1,168,735	289.91 338,834,158	285.88 334,123,454	- -	6.39%
7	TURKIYE IS BANKASI-C トルコ	株式 銀行	1,351,000	221.10 298,715,827	230.03 310,773,367	- -	5.94%
8	HACI OMER SABANCI HOLDING トルコ	株式 各種金融	694,000	329.93 228,973,779	327.05 226,975,753	- -	4.34%
9	KOC HOLDING AS トルコ	株式 資本財	393,000	535.49 210,449,142	533.76 209,770,273	- -	4.01%
10	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS トルコ	株式 食品・生活必需品小売り	90,000	2,199.55 197,960,040	2,179.40 196,146,270	- -	3.75%
11	TRAKYA CAM SANAYII AS トルコ	株式 資本財	1,010,458	140.78 142,255,409	139.63 141,091,766	- -	2.70%
12	TURK TUBORG BIRA VE MALT トルコ	株式 食品・飲料・タバコ	517,849	274.94 142,379,734	261.98 135,670,741	- -	2.59%
13	YAPI VE KREDI BANKASI トルコ	株式 銀行	986,325	131.57 129,771,076	133.29 131,474,853	- -	2.51%
14	TURKIYE SINAI KALKINMA BANK トルコ	株式 銀行	2,751,374	43.76 120,402,327	46.63 128,323,533	- -	2.45%
15	COCA-COLA ICECEK AS トルコ	株式 食品・飲料・タバコ	100,000	1,062.35 106,235,100	1,089.41 108,941,360	- -	2.08%
16	PETKIM PETROKIMYA HOLDING AS トルコ	株式 素材	462,000	228.01 105,343,761	227.72 105,210,751	- -	2.01%
17	EMLAK KONUT GAYRIMENKUL YATI トルコ	投資証券 -	1,340,000	76.86 103,004,862	75.71 101,461,718	- -	1.94%
18	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA トルコ	株式 自動車・自動車部品	97,000	923.00 89,531,717	928.18 90,034,391	- -	1.72%
19	AKSA AKRILIK KIMYA SANAYII トルコ	株式 耐久消費財・アパレル	200,000	425.51 85,103,240	425.22 85,045,660	- -	1.63%
20	TAV HAVALIMANLARI HOLDING AS トルコ	株式 運輸	113,000	643.16 72,678,051	632.22 71,441,809	- -	1.37%

21	YATAS YATAK VE YORGAN SAN. T トルコ	株式 耐久消費財・アパレル	96,000	721.47 69,261,830	729.53 70,035,705	- -	1.34%
22	ENKA INSAAT VE SANAYI AS トルコ	株式 資本財	413,615	165.54 68,470,861	162.95 67,399,143	- -	1.29%
23	TURKIYE VAKIFLAR BANKASI T-D トルコ	株式 銀行	311,000	207.28 64,466,568	212.47 66,078,232	- -	1.26%
24	IS GAYRIMENKUL YATIRIM ORTAK トルコ	投資証券 -	1,553,316	41.45 64,396,753	42.03 65,291,152	- -	1.25%
25	TURK TELEKOMUNIKASYON AS トルコ	株式 電気通信サービス	340,000	195.48 66,464,594	185.11 62,940,698	- -	1.20%
26	AYGAZ AS トルコ	株式 公益事業	130,100	460.64 59,929,264	454.30 59,105,236	- -	1.13%
27	KARDEMIR KARABUK DEMIR- CL D トルコ	株式 素材	532,000	98.17 52,228,514	97.02 51,615,863	- -	0.99%
28	MIGROS TURK TAS トルコ	株式 食品・生活必需品小売り	62,000	769.26 47,694,665	761.78 47,230,570	- -	0.90%
29	SODA SANAYII トルコ	株式 素材	260,834	148.26 38,673,465	146.25 38,147,807	- -	0.73%
30	TEKFEN HOLDING AS トルコ	株式 資本財	61,000	468.98 28,608,335	465.82 28,415,154	- -	0.54%

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成30年1月31日現在

種類	投資比率
株式	95.71%
投資証券	3.19%
合計	98.90%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

平成30年1月31日現在

業種	国内/外国	投資比率
銀行	外国	32.85%
素材		10.12%
電気通信サービス		9.47%
資本財		8.61%
運輸		8.01%
エネルギー		7.17%
食品・飲料・タバコ		4.68%
食品・生活必需品小売り		4.65%
各種金融		4.34%
耐久消費財・アパレル		2.96%
自動車・自動車部品		1.72%
公益事業		1.13%
合計		95.71%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

直近日（平成30年1月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	1口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第3計算期間末 （平成21年1月26日）	4,013,470,070	4,013,470,070	0.4072	0.4072
第4計算期間末 （平成22年1月25日）	9,903,262,396	9,903,262,396	0.9704	0.9704
第5計算期間末 （平成23年1月25日）	10,267,372,542	10,267,372,542	1.0093	1.0093
第6計算期間末 （平成24年1月25日）	7,208,139,005	7,208,139,005	0.7319	0.7319
第7計算期間末 （平成25年1月25日）	11,374,610,604	12,664,481,928	1.2346	1.3746
第8計算期間末 （平成26年1月27日）	6,664,730,541	6,664,730,541	0.8132	0.8132

第9計算期間末 (平成27年1月26日)	7,004,251,667	7,715,846,195	1.1812	1.3012
第10計算期間末 (平成28年1月25日)	4,674,178,555	4,674,178,555	0.7266	0.7266
第11計算期間末 (平成29年1月25日)	4,291,528,403	4,291,528,403	0.6667	0.6667
第12計算期間末 (平成30年1月25日)	5,433,409,061	5,433,409,061	0.9199	0.9199
平成29年1月末日	4,414,888,138	-	0.6844	-
2月末日	4,663,955,201	-	0.7171	-
3月末日	4,595,417,896	-	0.7214	-
4月末日	4,998,264,424	-	0.7860	-
5月末日	5,081,412,975	-	0.8099	-
6月末日	5,328,211,947	-	0.8507	-
7月末日	5,537,043,749	-	0.8964	-
8月末日	5,781,297,442	-	0.9353	-
9月末日	5,384,985,135	-	0.8653	-
10月末日	5,450,708,695	-	0.8636	-
11月末日	4,896,562,171	-	0.7783	-
12月末日	5,440,458,554	-	0.9067	-
平成30年1月末日	5,340,071,936	-	0.9049	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.1400
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.1200
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第3計算期間	65.5
第4計算期間	138.3
第5計算期間	4.0
第6計算期間	27.5
第7計算期間	87.8
第8計算期間	34.1
第9計算期間	60.0
第10計算期間	38.5
第11計算期間	8.2
第12計算期間	38.0

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第3計算期間	4,442,673,725	4,045,726,638
第4計算期間	3,458,186,115	3,108,952,271
第5計算期間	4,237,260,152	4,270,469,351
第6計算期間	3,487,402,746	3,811,103,902
第7計算期間	4,062,442,849	4,697,872,854
第8計算期間	5,797,695,493	6,815,851,185
第9計算期間	1,363,212,742	3,628,469,253
第10計算期間	2,257,977,111	1,754,763,850
第11計算期間	1,126,322,305	1,122,041,442
第12計算期間	1,872,114,912	2,402,946,122

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

< 参考情報 >

基準日:2018年1月31日

● 基準価額・純資産の推移 2008/01/31～2018/01/31

● 分配の推移



2014年01月	0円
2015年01月	1,200円
2016年01月	0円
2017年01月	0円
2018年01月	0円
設定来累計	4,600円

● 1万口当たり、税引前

● 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を再投資したものと計算しています。

● 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

● 主要な資産の状況

● トルコ株式オープン

資産別構成

資産の種類	純資産比
トルコ株式マザーファンド	97.95%
コール・ローン等	2.05%
合 計	100.00%

● トルコ株式マザーファンド

資産別構成

資産の種類	純資産比
株式	95.71%
投資証券	3.19%
コール・ローン等	1.10%
合 計	100.00%

組入上位5業種

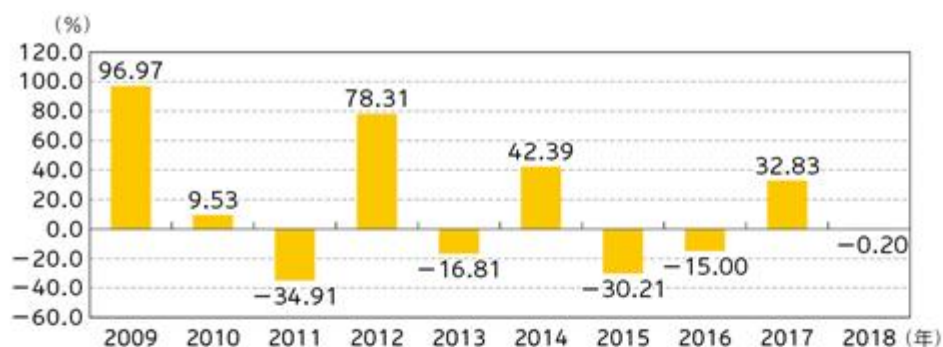
	業 種	純資産比
1	金融	37.2%
2	資本財・サービス	16.6%
3	素材	10.1%
4	電気通信サービス	9.5%
5	生活必需品	9.3%

組入上位10銘柄

	銘柄名	通貨	発行国/地域	業 種	純資産比
1	TURKIYE GARANTI BANKASI	トルコ・リラ	トルコ	金融	11.0%
2	AKBANK T.A.S.	トルコ・リラ	トルコ	金融	9.7%
3	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	トルコ・リラ	トルコ	電気通信サービス	8.3%
4	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	トルコ・リラ	トルコ	エネルギー	7.2%
5	TURK HAVA YOLLARI AO	トルコ・リラ	トルコ	資本財・サービス	6.7%
6	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	トルコ・リラ	トルコ	素材	6.4%
7	TURKIYE IS BANKASI-C	トルコ・リラ	トルコ	金融	5.9%
8	HACI OMER SABANCI HOLDING	トルコ・リラ	トルコ	金融	4.3%
9	KOC HOLDING AS	トルコ・リラ	トルコ	資本財・サービス	4.0%
10	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	トルコ・リラ	トルコ	生活必需品	3.8%
組入銘柄数				31銘柄	

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用実績は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

年間収益率の推移（暦年ベース）



- ファンドの年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資)を使用して計算しています。
- 2018年は年初から基準日までの収益率です。
- 当ファンドはベンチマークを設定していません。

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用実績は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込期間内における毎営業日に、いつでも申込みいただくことができます。ただし、下記の取得申込不可日にあたる日は取得のお申込みの受付はできません。

< 取得申込不可日 >

- ロンドンの銀行休業日
- イスタンブール証券取引所の休業日および半日休業日
- イスラム暦に基づくトルコの休日（砂糖祭と犠牲祭）の期間および当該期間開始日より4営業日前までの期間

イスラム暦に基づくトルコの休日は毎年一定ではありません。なお、同休日の期間はイスタンブール証券取引所の休業日および半日休業日にも該当します。休日の詳細につきましては、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

■ 委託会社の照会先

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sjnk-am.co.jp/>

お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

委託会社は、取得申込者の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、取得のお申込みを中止することおよび既に受付けた取得のお申込みを取り消しさせていただきますことがあります。

- (2) 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設します。当ファンドには、分配金を受取る「一般コース」と、収益の分配がなされた場合で税金を差引いた後に分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、当ファンドの取得申込みの際に、いずれかのコースをお選びいただくことになります。

販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。

- (3) 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日における基準価額とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

- (4) お申込みにには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。
自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。
- (5) お申込単位は、販売会社が定める単位とします。
申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、日本における委託会社及び販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、下記の換金請求不可日にあたる日はご換金のお申込みの受付はできません。

< 換金請求不可日 >

- ロンドンの銀行休業日
- イスタンブール証券取引所の休業日および半日休業日
- イスラム暦に基づくトルコの休日（砂糖祭と犠牲祭）の期間および当該期間開始日より4営業日前までの期間

イスラム暦に基づくトルコの休日は毎年一定ではありません。なお、同休日の期間はイスタンブール証券取引所の休業日および半日休業日にも該当します。休日の詳細につきましては、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

■ 委託会社の照会先

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sjnk-am.co.jp/>

ご換金のお申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減

少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、換金のお申込みを中止することおよび既に受付けた換金のお申込みを取り消しさせていただくことがあります。

- （２） 受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- （３） 一部解約の価額は、当該解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した解約価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。

信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （５）課税上の取扱い」をご参照ください。

- （４） 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- （５） 換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- （６） いずれかの解約日において解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合、委託会社の裁量で全部または一部の解約に制約を設けることができます。

また、ファンドの資金管理を円滑に行うため、金融市場の状況によっては、1日1件1億円を超える換金のお申込みにはご対応できない場合があります。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

■委託会社の照会先

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sjnk-am.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成33年1月25日までとします。ただし、この信託期間中に信託約款第53条第1項、第55条第1項、第56条第1項および第58条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることがあります。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

原則として毎年1月26日から翌年1月25日までとします。

なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託契約の解約

- （ ） 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ ） 委託会社は、前記（ ）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ ） 前記（ ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （ ） 前記（ ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記（ ）の信託契約の解約をしません。
- （ ） 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- () 前記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- () 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第54条（信託約款の変更）の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- () 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- () 前記()の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第54条第4項に該当する場合（当該約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える場合）を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- () 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- () 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第54条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- () 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- () 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- () 委託会社は、前記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 前記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 前記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記()の信託約款の変更をしません。
- () 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

運用報告書に記載すべき事項の提供

- () 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
- () 前記()の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

- () 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<http://www.sjnk-am.co.jp/>
- () 前記()の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

委託会社と運用委託先との間の投資一任契約には期限の定めがありません。また、投資一任契約は当事者間の合意により変更することができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込

代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。償還金は、償還日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３） 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める単位をもって受益権の一部解約の実行を請求することができます。なお、ロンドンの銀行休業日、イスタンブール証券取引所の休業日および半日休業日ならびにイスラム暦に基づくトルコの休日（砂糖祭と犠牲祭）の期間および当該期間開始日より 4 営業日前までの期間においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

受付は原則として午後 3 時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

（４） 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

（５） 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成29年1月26日から平成30年1月25日までの財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】
 【トルコ株式オープン】
 （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第11期 平成29年 1 月25日現在	第12期 平成30年 1 月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	181,740,522	200,291,308
親投資信託受益証券	4,162,785,144	5,317,231,427
流動資産合計	4,344,525,666	5,517,522,735
資産合計	4,344,525,666	5,517,522,735
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,787,254	30,680,140
未払受託者報酬	2,392,932	2,960,993
未払委託者報酬	40,680,601	50,337,541
その他未払費用	136,476	135,000
流動負債合計	52,997,263	84,113,674
負債合計	52,997,263	84,113,674
純資産の部		
元本等		
元本	6,437,448,525	5,906,617,315
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,145,920,122	473,208,254
純資産合計	4,291,528,403	5,433,409,061
負債純資産合計	4,344,525,666	5,517,522,735

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 自 平成28年 1月26日 至 平成29年 1月25日	第12期 自 平成29年 1月26日 至 平成30年 1月25日
営業収益		
受取利息	553	-
有価証券売買等損益	263,964,580	1,683,496,283
営業収益合計	263,964,027	1,683,496,283
営業費用		
支払利息	105,443	165,967
受託者報酬	5,026,055	5,588,130
委託者報酬	85,444,528	94,999,555
その他費用	283,427	277,085
営業費用合計	90,859,453	101,030,737
営業利益又は営業損失（ ）	354,823,480	1,582,465,546
経常利益又は経常損失（ ）	354,823,480	1,582,465,546
当期純利益又は当期純損失（ ）	354,823,480	1,582,465,546
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,480,560	350,518,879
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,758,989,107	2,145,920,122
剰余金増加額又は欠損金減少額	308,854,427	752,933,710
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	308,854,427	752,933,710
剰余金減少額又は欠損金増加額	335,481,402	312,168,509
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	335,481,402	312,168,509
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,145,920,122	473,208,254

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
２．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第11期 平成29年1月25日現在	第12期 平成30年1月25日現在
１．受益権の総数	6,437,448,525口	5,906,617,315口
２．元本の欠損	2,145,920,122円	473,208,254円
３．１口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	0.6667円 (6,667円)	0.9199円 (9,199円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第11期 自 平成28年1月26日 至 平成29年1月25日	第12期 自 平成29年1月26日 至 平成30年1月25日
１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	27,271,442円	30,296,117円
２．分配金の計算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収益（24,852,602円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,498,838,225円）及び分配準備積立金（372,367,916円）より分配対象収益は1,896,058,743円（１万口当たり2,945.36円）であります。なお、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	計算期間末における経費控除後の配当等収益（127,414,616円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,471,995,354円）及び分配準備積立金（271,607,549円）より分配対象収益は1,871,017,519円（１万口当たり3,167.66円）であります。なお、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第11期	第12期
	自 平成28年1月26日 至 平成29年1月25日	自 平成29年1月26日 至 平成30年1月25日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（１）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 （２）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。	同左
	市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第11期 平成29年1月25日現在	第12期 平成30年1月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第11期 平成29年1月25日現在	第12期 平成30年1月25日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	第11期 自 平成28年1月26日 至 平成29年1月25日	第12期 自 平成29年1月26日 至 平成30年1月25日
期首元本額	6,433,167,662円	6,437,448,525円
期中追加設定元本額	1,126,322,305円	1,872,114,912円
期中一部解約元本額	1,122,041,442円	2,402,946,122円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第11期 平成29年1月25日現在	第12期 平成30年1月25日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	293,148,083	1,562,437,402
合計	293,148,083	1,562,437,402

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

平成30年1月25日現在

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	トルコ株式マザーファンド	3,227,650,496	5,317,231,427	
親投資信託受益証券 合計		3,227,650,496	5,317,231,427	
合計		3,227,650,496	5,317,231,427	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

< 参考 >

当ファンドは、「トルコ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次のとおりです。

* なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

トルコ株式マザーファンドの状況

貸借対照表

(単位：円)

科 目	平成29年1月25日現在	平成30年1月25日現在
資産の部		
流動資産		
預金	8,218,486	46,053,739
コール・ローン	16,891,800	12,128,130
株式	3,853,784,428	5,089,073,310
投資証券	283,984,515	169,901,883
流動資産合計	4,162,879,229	5,317,157,062
資産合計	4,162,879,229	5,317,157,062
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	162	-
流動負債合計	162	-
負債合計	162	-
純資産の部		
元本等		
元本	3,583,356,413	3,227,650,496
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	579,522,654	2,089,506,566
純資産合計	4,162,879,067	5,317,157,062
負債純資産合計	4,162,879,229	5,317,157,062

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
2．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3．費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成29年1月25日現在	平成30年1月25日現在
1．受益権の総数	3,583,356,413口	3,227,650,496口
2．1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1617円 (11,617円)	1.6474円 (16,474円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成28年1月26日 至 平成29年1月25日	自 平成29年1月26日 至 平成30年1月25日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（１）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 （２）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。	同左

4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------------	---	-----------

金融商品の時価等に関する事項

項目	平成29年1月25日現在	平成30年1月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

平成29年1月25日現在	平成30年1月25日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自 平成28年1月26日 至 平成29年1月25日	自 平成29年1月26日 至 平成30年1月25日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,635,797,788円	3,583,356,413円
同期中追加設定元本額	189,997,629円	31,270,935円
同期中一部解約元本額	242,439,004円	386,976,852円
元本の内訳*		
ファンド名		
トルコ株式オープン	3,583,356,413円	3,227,650,496円
計	3,583,356,413円	3,227,650,496円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	平成29年1月25日現在	平成30年1月25日現在
	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	566,121,125	1,589,443,966
投資証券	39,735,789	13,427,648
合計	605,856,914	1,576,016,318

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

平成30年1月25日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
トルコ・リラ	AKBANK T.A.S.	1,636,000	10.77	17,619,720.00	
	AYGAZ AS	130,100	16.00	2,081,600.00	
	YAPI VE KREDI BANKASI	986,325	4.57	4,507,505.25	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	694,000	11.46	7,953,240.00	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	1,168,735	10.07	11,769,161.45	
	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	113,000	116.50	13,164,500.00	
	TRAKYA CAM SANAYII AS	1,010,458	4.89	4,941,139.62	
	KOC HOLDING AS	393,000	18.60	7,309,800.00	
	MIGROS TURK TAS	62,000	26.72	1,656,640.00	
	TURKIYE IS BANKASI-C	1,351,000	7.68	10,375,680.00	
	TURKIYE GARANTI BANKASI	1,660,000	11.86	19,687,600.00	
	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	97,000	32.06	3,109,820.00	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	942,000	16.57	15,608,940.00	
	ALARKO HOLDING	18,800	7.21	135,548.00	
	TURK HAVA YOLLARI AO	769,000	15.51	11,927,190.00	
	PETKIM PETROKIMYA HOLDING AS	462,000	7.92	3,659,040.00	
	TURKIYE VAKIFLAR BANKASI T-D	311,000	7.20	2,239,200.00	
	KARDEMIR KARABUK DEMIR-CL D	532,000	3.41	1,814,120.00	
	TAV HAVALIMANLARI HOLDING AS	113,000	22.34	2,524,420.00	
	COCA-COLA ICECEK AS	100,000	36.90	3,690,000.00	
	TEKFEN HOLDING AS	61,000	16.29	993,690.00	
	ENKA INSAAT VE SANAYI AS	413,615	5.75	2,378,286.25	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	90,000	76.40	6,876,000.00	
	TURK TELEKOMUNIKASYON AS	340,000	6.79	2,308,600.00	
	TURKIYE SINAI KALKINMA BANK	2,751,374	1.52	4,182,088.48	
	SODA SANAYII	260,834	5.15	1,343,295.10	
	TURK TUBORG BIRA VE MALT	517,849	9.55	4,945,457.95	
	YATAS YATAK VE YORGAN SAN. T	96,000	25.06	2,405,760.00	
	AKSA AKRILIK KIMYA SANAYII	200,000	14.78	2,956,000.00	
トルコ・リラ 小計		17,280,090		174,164,042.10 (5,089,073,310)	
合計		17,280,090		5,089,073,310 (5,089,073,310)	

(2) 株式以外の有価証券

平成30年1月25日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

投資証券	トルコ・リラ	EMLAK KONUT GAYRIMENKUL YATI	1,340,000.00	3,577,800.00	
		IS GAYRIMENKUL YATIRIM ORTAK	1,553,316.00	2,236,775.04	
	トルコ・リラ 小計		2,893,316.00	5,814,575.04 (169,901,883)	
投資証券 合計			2,893,316	169,901,883 (169,901,883)	
合計				169,901,883 (169,901,883)	

（注）投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。

２．合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	有価証券の合計金 額に対する比率
トルコ・リラ	株式 29銘柄	95.71%	-%	100%
	投資証券 2銘柄	-%	3.20%	

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成30年1月31日現在

資産総額	5,396,488,323円
負債総額	56,416,387円
純資産総額（ - ）	5,340,071,936円
発行済数量	5,901,140,330口
1単位当りの純資産額（ / ）	0.9049円

（参考）マザーファンドの現況

トルコ株式マザーファンド

平成30年1月31日現在

資産総額	5,230,481,600円
負債総額	0円
純資産総額（ - ）	5,230,481,600円
発行済数量	3,227,650,496口
1単位当りの純資産額（ / ）	1.6205円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1．名義書換

該当事項はありません。

2．受益者名簿

作成しません。

3．受益者集会

開催しません。

4．受益者に対する特典

ありません。

5．譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6．受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

7．受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託会社は、前記に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

8．受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

9．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

10．償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

11．質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成30年1月末現在）

資本金の額	1,550百万円
会社が発行する株式の総数	50,000株
発行済株式総数	24,085株
最近5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

（2）会社の機構（平成30年1月末現在）

会社の意思決定機構

定款に基づき15名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。また、その選任決議は、累積投票によらないものとしします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期終了と同時に終了します。

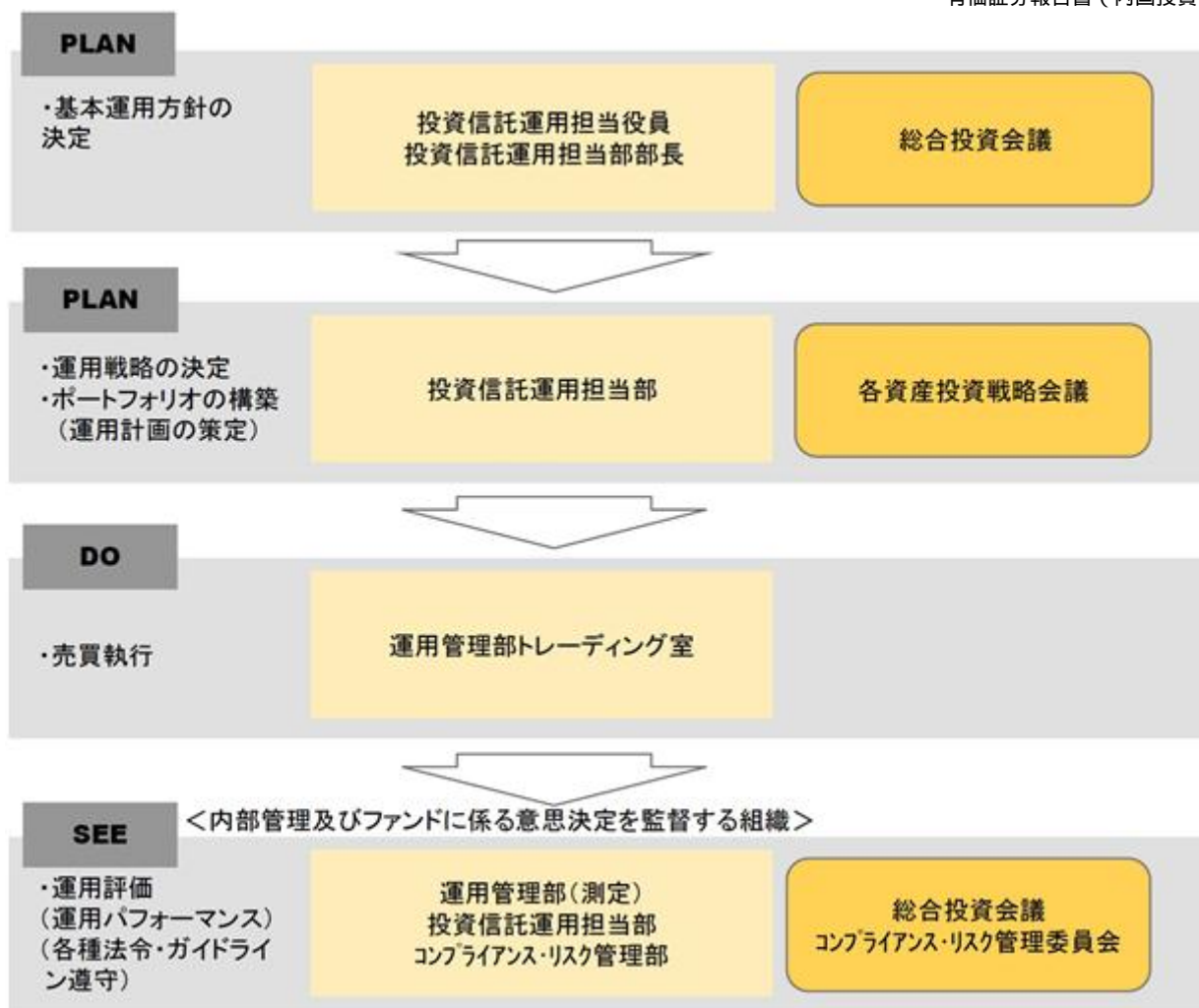
取締役会の決議によって、代表取締役を選定します。また、取締役会長、取締役社長各1名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は会日の3日前までに発します。ただし、緊急の必要のある場合には、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

- ・総合投資会議は、ファンドの基本運用方針の分析と決定を行います。
 - ・各資産投資戦略会議は、総合投資会議の基本運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運用担当部が運用計画を策定します。
- 銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。
- ・各運用担当部で策定された運用計画に基づき、運用管理部トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。
 - ・運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成30年1月末現在、計147本（追加型株式投資信託119本、単位型株式投資信託14本、単位型公社債投資信託14本）であり、その純資産総額の合計は740,519百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

- 2．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金・預金			4,375,837		5,032,858
2 前払費用			81,218		77,585
3 未収委託者報酬			754,788		760,025
4 未収運用受託報酬			521,498		788,836
5 未収収益			149		57
6 繰延税金資産			137,932		63,421
7 その他			421		22,446
流動資産合計			5,871,846		6,745,230
固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物	* 1		37,899		31,748
(2) 器具備品	* 1		13,712		12,253
有形固定資産合計			51,612		44,002
2 無形固定資産					
(1) 電話加入権			4,535		4,535
無形固定資産合計			4,535		4,535
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券			128,043		47,562
(2) 長期差入保証金			161,598		161,598
(3) 繰延税金資産			133,008		161,300
(4) その他			29		30
投資その他の資産合計			422,678		370,490
固定資産合計			478,826		419,028
資産合計			6,350,672		7,164,258

		前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1 預り金			3,485		82,284
2 未払金					
(1) 未払配当金	* 2	500,000		500,000	
(2) 未払手数料		333,031		340,633	
(3) その他未払金		107,732	940,764	160,613	1,001,247
3 未払費用			429,958		691,223
4 未払消費税等			71,725		10,617
5 未払法人税等			346,936		143,251
6 前受収益			26,746		7,954
7 賞与引当金			58,159		120,025
8 役員賞与引当金			9,600		9,000
流動負債合計			1,887,376		2,065,604
固定負債					
1 退職給付引当金			75,674		90,737
2 資産除去債務			7,898		8,039
固定負債合計			83,572		98,776
負債合計			1,970,949		2,164,380
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			1,550,000		1,550,000
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金			413,280		413,280
資本剰余金合計			413,280		413,280
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			2,424,248		3,035,695
利益剰余金合計			2,424,248		3,035,695
株主資本合計			4,387,528		4,998,975
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			7,804		902
評価・換算差額等合計			7,804		902
純資産合計			4,379,723		4,999,878
負債・純資産合計			6,350,672		7,164,258

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
1 委託者報酬		7,038,975		5,363,843	
2 運用受託報酬		2,535,301	9,574,276	3,816,308	9,180,152
営業費用					
1 支払手数料		3,508,448		2,890,668	
2 広告宣伝費		16,724		15,637	
3 公告費		610		2,970	
4 調査費		2,046,339		2,245,765	
(1) 調査費		622,284		780,172	
(2) 委託調査費		1,420,590		1,461,574	
(3) 図書費		3,465		4,018	
5 営業雑経費		182,596		190,147	
(1) 通信費		17,360		16,450	
(2) 印刷費		151,371		160,333	
(3) 諸会費		13,864	5,754,719	13,363	5,345,189
一般管理費					
1 給料		1,299,501		1,361,632	
(1) 役員報酬		83,689		75,948	
(2) 給料・手当		1,107,914		1,147,148	
(3) 賞与		107,897		138,535	
2 福利厚生費		109,923		134,150	
3 交際費		11,516		9,622	
4 寄付金		300		300	
5 旅費交通費		38,774		36,626	
6 法人事業税		29,306		41,868	
7 租税公課		7,391		13,856	
8 不動産賃借料		214,575		212,520	
9 退職給付費用		47,701		50,781	
10 賞与引当金繰入		58,159		120,025	

		前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
11 役員賞与引当金繰入		9,600		9,000	
12 固定資産減価償却費		13,042		10,429	
13 諸経費		205,813	2,045,605	260,939	2,261,753
営業利益			1,773,952		1,573,209
営業外収益					
1 受取配当金		90		90	
2 受取利息		657		280	
3 有価証券売却益		19		-	
4 有価証券償還益		-		745	
5 為替差益		-		9,721	
6 雑益		6,407	7,173	2,066	12,904
営業外費用					
1 有価証券売却損		-		6	
2 為替差損		100		-	
3 雑損		0	100	8	14
経常利益			1,781,026		1,586,098
特別損失					
1 固定資産除却損	* 1	663	663	0	0
税引前当期純利益			1,780,362		1,586,098
法人税、住民税及び事業税			659,040		428,835
法人税等調整額			52,602		45,816
当期純利益			1,173,924		1,111,446

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	1,750,324	1,750,324	3,713,604
当期変動額						
剰余金の配当				500,000	500,000	500,000
当期純利益				1,173,924	1,173,924	1,173,924
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	673,924	673,924	673,924
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	2,424,248	2,424,248	4,387,528

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,462	1,462	3,712,141
当期変動額			
剰余金の配当			500,000
当期純利益			1,173,924
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	6,342	6,342	6,342
当期変動額合計	6,342	6,342	667,582
当期末残高	7,804	7,804	4,379,723

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,424,248	2,424,248	4,387,528
当期変動額						
剰余金の配当				500,000	500,000	500,000
当期純利益				1,111,446	1,111,446	1,111,446
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	611,446	611,446	611,446
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	3,035,695	3,035,695	4,998,975

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	7,804	7,804	4,379,723
当期変動額			
剰余金の配当			500,000
当期純利益			1,111,446
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	8,707	8,707	8,707
当期変動額合計	8,707	8,707	620,154
当期末残高	902	902	4,999,878

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法より算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

器具備品 3～20年

3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法によっております。

5．消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

* 1．有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
建物	72,167千円	78,317千円
器具備品	44,838	44,893

* 2．関係会社項目

関係会社に対する負債は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
未払金		
未払配当金	500,000千円	500,000千円

（損益計算書関係）

* 1．固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
器具備品	663千円	0千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	24,085株	- 株	- 株	24,085株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年 3 月29日 取締役会	普通株式	500,000千円	20,759円	平成27年 3 月31日	平成28年 3 月31日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	24,085株	- 株	- 株	24,085株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年3月28日 取締役会	普通株式	500,000千円	20,759円	平成28年3月31日	平成29年3月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、そのほとんどが信託財産から支払われるため、回収リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注2．参照）。

前事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	4,375,837	4,375,837	-
(2) 未収委託者報酬	754,788	754,788	-
(3) 未収運用受託報酬	521,498	521,498	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	112,293	112,293	-
資産計	5,764,418	5,764,418	-

当事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	5,032,858	5,032,858	-
(2) 未収委託者報酬	760,025	760,025	-
(3) 未収運用受託報酬	788,836	788,836	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	31,812	31,812	-
資産計	6,613,532	6,613,532	-

注1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価については、公表されている基準価額または取引金融機関等から提示された基準価額によっております。

注2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 （平成28年3月31日）	当事業年度 （平成29年3月31日）
非上場株式	15,750	15,750

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、
「(4) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

注３．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成28年３月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
(１) 預金	4,375,515	-	-	-
(２) 未収委託者報酬	754,788	-	-	-
(３) 未収運用受託報酬	521,498	-	-	-
(４) 投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	-	96	112,197	-
合計	5,651,803	96	112,197	-

当事業年度（平成29年３月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
(１) 預金	5,032,643	-	-	-
(２) 未収委託者報酬	760,025	-	-	-
(３) 未収運用受託報酬	788,836	-	-	-
(４) 投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	-	15,266	-	16,545
合計	6,581,505	15,266	-	16,545

注４．社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（有価証券関係）

１．売買目的有価証券

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

4．その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小 計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	112,293	120,098	7,804
	小 計	112,293	120,098	7,804
合計		112,293	120,098	7,804

当事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	16,545	15,200	1,345
	小 計	16,545	15,200	1,345
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	15,266	15,306	40
	小 計	15,266	15,306	40
合計		31,812	30,506	1,305

5．売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	1,419	22	2
合計	1,419	22	2

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	3,993	-	6
合計	3,993	-	6

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要（出向受入者に対する出向元への退職金負担額を除く。）

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
退職給付引当金の期首残高	64,308	千円	75,674	千円
退職給付費用	17,374		21,913	
退職給付の支払額	6,008		6,850	
退職給付引当金の期末残高	75,674		90,737	

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
非積立型制度の退職給付債務	75,674	千円	90,737	千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	75,674		90,737	
退職給付引当金	75,674		90,737	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	75,674		90,737	

(3) 退職給付費用

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
簡便法で計算した退職給付費用	17,374	千円	21,913	千円

3. 確定拠出制度

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
当社の確定拠出制度への要拠出額	10,921	千円	12,945	千円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
ソフトウェア損金算入限度超過額	110,523千円	127,409千円
賞与引当金	17,947	37,039
退職給付引当金	23,200	27,800
未払費用否認	88,021	18,239
繰延資産損金算入限度超過額	7,634	7,090
未払事業税	22,641	6,351
その他	6,579	4,335
繰延税金資産小計	276,547	228,266
評価性引当額	4,900	2,554
繰延税金資産合計	271,647	225,712
繰延税金負債		
固定資産除去価額	707	588
その他有価証券評価差額金	-	402
繰延税金負債合計	707	990
繰延税金資産の純額	270,940	224,721

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.7%～1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
期首残高	7,760千円	7,898千円
時の経過による調整額	137	140
期末残高	7,898	8,039

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	欧州	アジア	合計
7,945,745	1,208,415	25,991	9,180,152

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
A社（注）	1,038,124

（注）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等
記載すべき重要な取引はありません。

（２）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

（３）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 （千円）	事業の内容	議決権等 の所有 （被所有） 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注１）	運用受託報酬の受取り	189,203	未収運用受託報酬	101,258
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパン日本興亜ＤＣ証券株式会社	東京都新宿区	3,000,000	確定拠出年金業	-	投資信託に係る事務代行の委託等（注２）	投資信託代行手数料の支払い	407,134	未払手数料	86,317

注１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注１） 運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

（注２） 代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

当事業年度（自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 （千円）	事業の内容	議決権等 の所有 （被所有） 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注１）	運用受託報酬の受取り	157,531	未収運用受託報酬	86,309
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパン日本興亜ＤＣ証券株式会社	東京都新宿区	3,000,000	確定拠出年金業	-	投資信託に係る事務代行の委託等（注２）	投資信託代行手数料の支払い	400,493	未払手数料	97,637

注１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注１） 運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

（注２） 代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

（４）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

S O M P Oホールディングス株式会社 （東京証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
１株当たり純資産額	181,844.45円	207,593.03円
１株当たり当期純利益金額	48,740.88円	46,146.84円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
当期純利益（千円）	1,173,924	1,111,446
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,173,924	1,111,446
期中平均株式数（株）	24,085	24,085

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第33期中間会計期間 (平成29年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
(資産の部)		
流動資産		
1 現金・預金		4,215,136
2 前払費用		91,698
3 未収委託者報酬		881,780
4 未収運用受託報酬		951,939
5 未収収益		63
6 繰延税金資産		52,329
7 その他		2,373
流動資産合計		6,195,319
固定資産		
1 有形固定資産	1	40,489
2 無形固定資産		4,535
3 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券		60,681
(2) 長期差入保証金		161,598
(3) 繰延税金資産		185,920
(4) その他		30
投資その他の資産合計		408,229
固定資産合計		453,254
資産合計		6,648,573

		第33期中間会計期間 (平成29年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
(負債の部)		
流動負債		
1 預り金		13,359
2 未払金		
(1) 未払手数料		337,424
(2) その他未払金		174,571
未払金合計		511,996
3 未払費用		592,557
4 未払法人税等		121,912
5 前受収益		3,747
6 賞与引当金		80,017
7 役員賞与引当金		1,800
8 その他	2	27,057
流動負債合計		1,352,448
固定負債		
1 退職給付引当金		100,600
2 資産除去債務		8,110
固定負債合計		108,711
負債合計		1,461,159

		第33期中間会計期間 (平成29年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
(純資産の部)		
株主資本		
1 資本金		1,550,000
2 資本剰余金		
(1) 資本準備金		413,280
資本剰余金合計		413,280
3 利益剰余金		
(1) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		3,221,690
利益剰余金合計		3,221,690
株主資本合計		5,184,970
評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		2,443
評価・換算差額等合計		2,443
純資産合計		5,187,414
負債・純資産合計		6,648,573

(2) 中間損益計算書

		第33期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
区分	注記 番号	金額（千円）	
営業収益			
1 委託者報酬		2,469,535	
2 運用受託報酬		1,462,281	3,931,816
営業費用			
1 支払手数料		1,187,891	
2 広告宣伝費		8,934	
3 公告費		1,770	
4 調査費		1,175,544	
(1) 調査費		442,104	
(2) 委託調査費		731,058	
(3) 図書費		2,381	
5 営業雑経費		99,171	
(1) 通信費		2,991	
(2) 印刷費		83,337	
(3) 諸会費		12,842	2,473,312
一般管理費			
1 給料		696,733	
(1) 役員報酬		40,340	
(2) 給料・手当		601,168	
(3) 賞与		55,224	
2 福利厚生費		82,614	
3 交際費		3,239	
4 旅費交通費		20,153	
5 法人事業税		18,186	
6 租税公課		3,619	
7 不動産賃借料		103,565	
8 退職給付費用		21,725	
9 賞与引当金繰入		80,017	
10 役員賞与引当金繰入		1,800	
11 固定資産減価償却費	1	3,512	
12 諸経費		149,357	1,184,525
営業利益			273,978

		第33期中間会計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)	
区分	注記 番号	金額（千円）	
営業外収益			
1 受取配当金		91	
2 受取利息		164	
3 有価証券売却益		15	
4 為替差益		3,183	
5 雑益		1,146	4,601
営業外費用			
1 雑損		71	71
経常利益			278,509
税引前中間純利益			278,509
法人税、住民税及び事業税			106,718
法人税等調整額			14,204
中間純利益			185,995

(3) 中間株主資本等変動計算書

第33期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	3,035,695	3,035,695	4,998,975
当中間期変動額						
中間純利益				185,995	185,995	185,995
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	-	-	-	185,995	185,995	185,995
当中間期末残高	1,550,000	413,280	413,280	3,221,690	3,221,690	5,184,970

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	902	902	4,999,878
当中間期変動額			
中間純利益			185,995
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）	1,540	1,540	1,540
当中間期変動額合計	1,540	1,540	187,536
当中間期末残高	2,443	2,443	5,187,414

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動均法より算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
器具備品	3～20年

3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法によっております。

5．消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

（減価償却方法の変更）

当社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法（ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用していましたが、当中間会計期間より定額法に変更しております。

これは、当社の属するSOMP Oホールディングスグループの有形固定資産の減価償却方法に関する会計方針が変更されることを契機として、当社における有形固定資産の使用実態を改めて検討した結果、耐用年数にわたり安定的に使用されると見込まれ、耐用年数にわたって均等に費用配分することが実態をより適正に表すものと判断したことによるものであります。

この変更による当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第33期中間会計期間
（平成29年9月30日）

1 有形固定資産の減価償却累計額	126,348千円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第33期中間会計期間
（自 平成29年4月1日
至 平成29年9月30日）

1 減価償却実施額 有形固定資産	3,512千円
---------------------	---------

（中間株主資本等変動計算書関係）

第33期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	24,085	-	-	24,085
合計	24,085	-	-	24,085
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

２．配当に関する事項

(１) 配当金支払額

該当事項はありません。

(２) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第33期中間会計期間（平成29年９月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成29年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注２．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(１) 現金・預金	4,215,136	4,215,136	-
(２) 未収委託者報酬	881,780	881,780	-
(３) 未収運用受託報酬	951,939	951,939	-
(４) 投資有価証券			
其他有価証券	44,931	44,931	-
資産計	6,093,786	6,093,786	-

注１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項

資 産

(１) 現金・預金、(２) 未収委託者報酬及び(３) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(４) 投資有価証券

時価については、公表されている基準価額または取引金融機関等から提示された基準価額によっております。

注２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額
非上場株式	15,750

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(４) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第33期中間会計期間（平成29年9月30日）

1．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2．子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

3．その他有価証券

（単位：千円）

	種 類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	43,657	40,100	3,557
	小 計	43,657	40,100	3,557
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	1,273	1,308	35
	小 計	1,273	1,306	35
合計		44,931	41,408	3,522

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第33期中間会計期間（平成29年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	8,039千円
時の経過による調整額	71千円
中間期末残高	8,110千円

（セグメント情報等）

セグメント情報

第33期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第33期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で中間損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

	第33期中間会計期間 （自 平成29年４月１日 至 平成29年９月30日）
１株当たり純資産額	215,379.46円
１株当たり中間純利益金額	7,722.45円
	なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（注）１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期中間会計期間 （自 平成29年４月１日 至 平成29年９月30日）
中間純利益	185,995千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る中間純利益	185,995千円
普通株式の期中平均株式数	24,085株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名称

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

資本金の額

247,369百万円（平成29年9月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成29年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
安藤証券株式会社	2,280	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500	
エイチ・エス証券株式会社	3,000	
S M B C 日興証券株式会社	10,000	
株式会社 S B I 証券	48,323	
岡三オンライン証券株式会社	1,000	
香川証券株式会社	555	
カブドットコム証券株式会社	7,196	
極東証券株式会社	5,251	
株式会社証券ジャパン	3,000	
高木証券株式会社	11,069	
立花証券株式会社	6,695	
東洋証券株式会社	13,494	
内藤証券株式会社	3,002	
日産証券株式会社	1,500	
野村證券株式会社	10,000	
ばんせい証券株式会社	1,558	
フィデリティ証券株式会社	8,157	
二浪証券株式会社	100	
松井証券株式会社	11,945	
マネックス証券株式会社	12,200	
むさし証券株式会社	5,000	
明和證券株式会社	511	
楽天証券株式会社	7,495	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	
株式会社イオン銀行	51,250	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	
株式会社荘内銀行	8,500	
スルガ銀行株式会社	30,043	
ソニー銀行株式会社	31,000	
株式会社東京都民銀行	55,620	
株式会社広島銀行	54,573	
株式会社八千代銀行	43,734	

資本金の額は、平成29年9月末現在

(3) 投資顧問会社

名称

ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー

資本金の額

3 億スイスフラン（平成28年12月末現在）

34,263百万円（1 スイスフラン = 114.21円換算）

事業の内容

ジュネーブに本店を置く欧州大手金融機関。投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付等を行います。

（２）販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

（３）投資顧問会社

委託会社よりマザーファンドの運用の指図に係る権限の委託を受け、トルコ株式にかかる投資判断及び発注等を行います。

3【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

（３）投資顧問会社

該当事項はありません。

第 3 【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第 1 項各号に掲げる書類は、下記のとおり提出しております。

平成29年 4 月24日	有価証券報告書 有価証券届出書
平成29年10月24日	半期報告書 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 6 月 1 日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 澤 裕 治 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 32 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成 29 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年4月2日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 澤 裕 治 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトルコ株式オープンの平成29年1月26日から平成30年1月25日までの第12期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トルコ株式オープンの平成30年1月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年11月22日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 澤 裕 治 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。